

**有限責任中間法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 17 年度 第 2 回理事会 議事録**

1. **開催日時** 平成 17 年 12 月 12 日（月） 15：00～17：20
2. **開催場所** （社）日本薬学会長井記念館 A 会議室
3. **出席者等** 理事現在数 14 名
（出席者） 理事 井上 圭三、井村 伸正、乾 賢一、内野 克喜、
佐藤登志郎、全田 浩、内山 充 監事 七海 朗、平井 俊樹
（委任状提出者） 生出泉太郎、工藤 一郎、奥村 勝彦、中西 敏夫、
宮崎 利夫、望月 正隆、橋田 充
（その他の出席者）
厚生労働省医薬食品局総務課 関野 秀人 課長補佐
前田 昌子
4. **開 会**
理事長挨拶，来賓関野課長補佐挨拶の後議事に入った。
議長は、定款第 31 条の規定に基づき内山 充理事長が務めた。
5. **定足数確認**
理事会の出席状況は、理事総数 14 名のうち、出席者 7 名、委任状提出者 7 名で定款第 32 条の規定に基づく定足数を満たした。
6. **議事録署名人の選任**
定款第 35 条の規定に基づく議事録署名人として、議長より 井上理事、全田理事を指名したいとの提案が有り了承された。
7. **議題**
報告事項
（1）認証申請の動向について
理事長より、職域団体関連及び大学関係の認証申請の準備動向についての説明があり、質疑応答がなされた。
（2）特定領域認定制度の提案について
理事長より資料 1 について詳細な説明があり、質疑応答がなされた。
特定領域認定制度というカテゴリーを作ることにについては、多くの薬剤師実務従事者からの要望もあり、またアメリカでも同様のカテゴリーが行なわれていることもあって、薬剤師全体の資質向上に役立つ制度としてほぼ賛同が得られたが、次のような指摘および応答がなされた。
本日審議の東北大学 COE/MCS 認定制度をこのカテゴリーに入れることには異論がある。
「申請の手順」の中に、現在「その他の認定制度」と記載されているものを「特

定領域認定制度」と表現した。東北大学の件はやや趣をことにするところもある。申請者の了承は得ているが、再検討する（注1）。

このカテゴリーの認定制度が乱立して、薬剤師がいくつもの認定を取りたがるような傾向がますます出ることを恐れる。

事前に認証機構の評価が行なわれるので質の低い制度が乱立することはない。実務薬剤師からの賛同も得られており、ニーズのある制度であるので要望に応えたい。いくつもの認定を継続して維持するような積極的学習は歓迎である。

このカテゴリーを「薬剤師業務の広告が可能な」と表現するのは適当でない。

「広告」という表現は取りやめ、薬剤師の積極的業務活動に有効な「アピール」が可能な、とすることで了承願いたい。

（3）認証の手順、申請の指針などの一部修正について

理事長より予め送付された資料2について説明があり、意見交換がなされた。主な意見および応答は次のとおりである。

認証機構は認定制度を評価・認証するのであって研修制度を評価するのは事業内容と相違するのではないか。

認定制度を評価するに当たって最重点に評価を行なうのは、生涯学習認定制度(含特定領域認定制度、実施母体をプロバイダーと呼ぶ)においては提供される研修プログラムの質であり、専門薬剤師認定制度においては専門能力判定の基準である。したがって認証対象となったプロバイダーが行なう研修内容は評価の重要な対象である。しかし、一旦認証したあとは、認証を受けたプロバイダーが研修内容に責任を持ってほしい。

研修だけを提供して、認定は行なわずに研修センターの認定証を受けるという機関の研修内容を認証機構が評価するのは筋が違うのではないか。

その機関が認定制度を発足させながら当面認定を研修センターにゆだねる場合でも、認証機構は、認定制度の認証のためにその機関の研修内容を評価するので、センターから認定を受けるに必要な研修の質は認証により確認される。

その機関が認定制度を発足させないのなら、従前どおり研修センターの「集合研修実施機関」として、研修センターが内容を評価してほしい。

研修内容が単位に適するかどうかの評価は、研修センターが3年間に30単位で認定するというレベルに合わせて判断すべきではないか。

認証機構が基準に適合する研修内容/単位としているのは、将来、年間10単位で薬剤師の免許更新が認められるにふさわしい内容の研修である。

経費の中の年会費は認定証費用が無料の場合はどうするのか。

今回「認証に関わる経費」を改訂し、無料の場合は一通1万円を発給者が負担したとみなすこととした。その他ケースバイケースで対応する。

審議事項

（1）東北大学 COE/MCS 認定制度の認証に関わる審査

理事長より、予め送付された資料3に基づき「東北大学 COE/MCS 認定制度の認証」について認定制度委員による評価結果の総括報告があり、下記質疑応答の後、認証することについて出席理事全員の了承が得られ議決された。

本認定制度を「特定領域認定制度」に入れることで、今後計画される特定領域の認定制度の認証基準が必要以上に高くなる恐れがあるのではないかと懸念されている。

報告事項(2) に同じ(注1)。

広い範囲のコメディカル職種の受講生が MCS 認定を受けることとなるのか。

認定取得条件に、講義、実習に加えてかなりの臨床実務経験等を求めているので、経験の乏しいものは認定されないと考える。

8. 次回の予定, 閉会

次回の日程は、平成 18 年 3 月 13 日(月) 14 時とし、17:20 に全議事を終了し閉会した。

以上、議事の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作成し、定款第 35 条第 2 項により、議長及び議事録署名人は署名、押印する。

平成 17 年 12 月 21 日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

(注1) 報告事項(2)、審議事項(1)での指摘を受け事務局で検討した結果、認証の対象とする認定制度として、現行の「認証の手順」にある「その他の認定制度」はそのまま残し「特定領域認定制度」を新たに追加する形とする。その上、本理事会の指摘に従い、今回の東北大学 COE/MCS 認定制度は、「その他の認定制度」にカテゴリー分けすることとした。

なお、認証番号 E01 はそのままとする。研修認定薬剤師制度は G、特定領域は P、専門薬剤師は S、その他は E を用いる。